

遺産分割協議書

令和4年6月20日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎(持分2分の1)及び法務温子(持分2分の1)が相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月1日

〇〇市〇〇町二丁目12番地 法務 花子 実印
〇〇郡〇〇町〇〇34番地 法務 一郎 実印
〇〇市〇〇町三丁目45番6号 法務 温子 実印

記

不動産

所 在 〇〇市〇〇町一丁目
地 番 23番
地 目 宅地
地 積 123.45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号 23番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 43.00平方メートル
2階 21.34平方メートル